

「若年者雇用拡大奨励金制度」交付要件など

対象となる事業所は？

中小企業基本法第2条に定める中小企業者であり、かつ従業員数（パート等含む）が製造業・建設業・運輸業その他の業種では100人以下、卸売業・サービス業では30人以下、小売業では10人以下で、下記の要件を満たす事業所となります。

- 1 1月1日を基準日とし、前年より雇用者数が増加していること
- 2 三条市内に事業所があること
- 3 市税を完納していること
- 4 風営法に規定する営業を行っていないこと
- 5 暴力団等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 6 基準日の1年前の前日から起算して、6か月前の日から基準日までの間、事業主の都合で解雇等（退職勧奨を含む）をしたことがないこと
- 7 基準日の前日から起算して過去3年間において、本奨励金の交付対象となる正規雇用者を雇用したことがないこと
- 8 社会保険料を完納していること
- 9 交付対象となる正規雇用者への給与の未払いがないこと

対象となる正規雇用者は？

増加対象とする雇用者は以下の要件を満たす場合に奨励金を受けることができます。

- 1 雇用期間の定めのない雇用であり、社会保険被保険者であること
- 2 雇用時に35歳未満であり、基準日に三条市内在住であること
- 3 雇用開始日が、基準日の1年前の翌日から基準日までの間であること
- 4 雇用開始日から過去1年間、関連会社等での雇用履歴がないこと

奨励金の交付額は？

事前に、申請書を提出し、対象者を雇い入れ一定の要件を満たした場合に、以下の奨励金を受けることができます。

- 1 1年目は、雇用対象者1人あたり10万円を交付
 - 2 2年目は、1年目の奨励金交付対象者を継続して雇用し、正規雇用者数を維持・増加している場合、1人あたり5万円を交付
- 交付人数の上限は、1年あたり5人分までとなります。

提出する申請書類は？

次の申請書類を提出してください。

- 1 若年者雇用拡大奨励金交付申請書兼実績報告書
- 2 労働条件通知書又は雇用通知書の写し
- 3 給与支払明細書又は賃金台帳であって、正規雇用者の確認印があるものの写し
- 4 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 5 社会保険の被保険者資格記録一覧
- 6 社会保険料納入証明書
- 7 若年者雇用拡大奨励金振込口座依頼書
- 8 誓約書

※若年者雇用拡大奨励金制度は、本年度で最後となります。（平成30年度は2年目のみ申請可）

お問い合わせ・申込先

三条市経済部商工課商工係（担当：金子、五十嵐）
住所：〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号
TEL: 34-5610（直通） FAX: 36-5111 E-mail: shokoka@city.sanjo.niigata.jp

「若年者雇用拡大奨励金制度」のご案内

三条市では、若年者の雇用環境の改善を図るため、新たに若年者を雇用し、正規雇用者を増加させた中小企業者に対して、奨励金を交付します。

1 主な交付要件

市内に住所を有し、市内在住の35歳未満の若年者を雇用し、正規雇用者の数が増加した事業所。

2 申請期間

平成30年2月9日（金）から2月28日（水）まで

3 奨励金額

一人あたり1年目10万円、2年目5万円を交付します。
（交付人数の上限は、1年あたり5人分までとなります。）

4 申請方法

「若年者雇用拡大奨励金交付申請書兼実績報告書」、「若年者雇用拡大奨励金振込口座依頼書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、押印のうえ、商工課、栄サービスセンター総務グループ、下田サービスセンター総務グループまで持参若しくは郵送で提出してください。

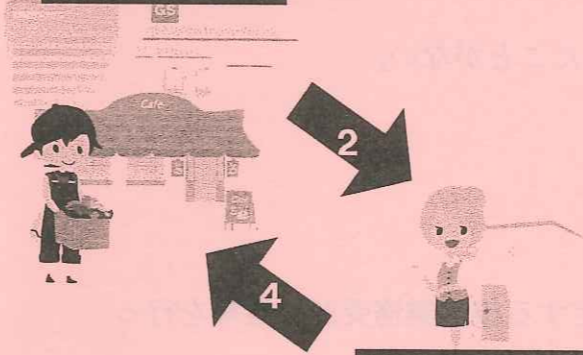
※申請書については、各申請先窓口に設置してあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

5 申請先

三条市経済部 商工課、栄サービスセンター総務グループ、下田サービスセンター総務グループ

6 申請手続

1 事業主



- 1 三条市若年者雇用拡大奨励金交付対象チェックシートで交付対象事業所となるのかを確認
チェック項目全てクリアした場合に、交付対象事業所となり申請をすることができます。
- 2 交付申請書兼実績報告書及び若年者雇用拡大奨励金振込口座依頼書の提出
- 3 交付申請書兼実績報告書の審査
市が交付対象又は不交付対象となるかの審査を行います。
- 4 交付決定通知書兼確定通知書又は交付申請却下決定通知書の郵送
交付決定通知書兼確定通知書を送付してから、申請時の振込口座に奨励金を振り込みます。

7 制度説明会

本制度について、説明会を開催しますので、参加を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえFAX（36-5111）またはメール（shokoka@city.niigata.jp）で申込みください。

- (1) 日 時 平成30年1月17日（水） 13:30~14:30
(2) 会 場 三条ものづくり学校 3F ライブラリー
(3) 参加費 無料

平成30年1月17日（水）「若年者雇用拡大奨励金説明会」参加申込書 ※1事業所2名まで

事業所名	部署・役職	氏名	連絡先（住所・電話）
			() -
			() -

※若年者雇用拡大奨励金は今年で最後です。来年度は2年目のみの受付となります。